

令和5年6月定例会 県土整備委員会（付託）

令和5年6月28日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（11時07分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

○ ワンヘルスの推進について（資料1）

平井危機管理環境部長

この際1点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

ワンヘルスの推進についてでございます。

動物由来の感染症から県民の健康を守るため、人の健康及び動物の健康並びに環境の健全性、この三つを一つのものと考え、様々な関係機関が連携するワンヘルスの理念に基づいた取組が求められていることを踏まえまして、本年3月、徳島県議会からの御提案による政策条例、徳島県ワンヘルス推進条例が制定されたところでございます。

こうした状況の下、去る6月18日、今年に入り初めてとなる重症熱性血小板減少症候群、通称SF-TSの患者1名の発生が県内で確認されたことを受け、翌19日に危機管理連絡会議を開催し、県民の皆様に対し、マダニが媒介する感染症予防の呼び掛けを行ったところでございます。

あわせて、本年3月14日に施行された徳島県ワンヘルス推進条例の意義や主な施策について庁内全部局、市町村と情報共有するとともに、県民の皆様へ情報発信をいたしました。

具体的には、県ホームページに当条例の趣旨や概要を新たに掲載しており、周知、啓発に活用していただきたいこと、ワンヘルス推進月間の9月には、関係者と連携し、セミナーやイベント等を実施することなどについて認識共有を図ったところです。

今後とも、動物由来の感染症から県民の健康を守るべく、関係部局とも緊密に連携し、ワンヘルスの推進にしっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）委員

初めに、安全衛生課にお聞きします。

県民へのワンヘルス普及について6月の補正予算に600万円計上されております。

先ほど平井部長より、6月18日、初めてマダニによるSFTS感染が確認され、感染予防の呼び掛けやワンヘルス推進の情報共有、情報発信が行われたとの報告がなされました。

このSFTSは、マダニが媒介する動物由来感染症の一つで、こういった動物由来感染症における分野横断的な課題に対応するため、徳島県ワンヘルス推進条例が本年3月に議員提案条例として制定されました。

ワンヘルスという言葉は、県民の皆さんにはまだ知られていないのではないかと思います。

そこで、まずはワンヘルスの基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

岸本安全衛生課長

ただいま岡田委員からワンヘルスの基本的な考え方、理念につきまして御質問を頂いております。

重症熱性血小板減少症候群SFTSや鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の多くは、動物から人に感染する動物由来感染症であるとされており、森林破壊や気候変動により野生動物や媒介動物の生息する環境が変化し、人の生活圏と重なったことで、これらの動物の持つ病原体が人に感染するようになったものとされております。

ワンヘルスの理念とは、こういった世界的に問題となっております動物由来感染症から人の健康を守るためには、動物の健康に加え、環境の健全性を併せて守ることが重要であり、医師や獣医師、環境科学をはじめとする関係者が分野を越えて連携し、問題解決を図っていくというものであります。

委員のお話のとおり、ワンヘルスの理念や重要性につきましては、まだまだ広く知られていないものと考えており、県民の皆様への周知啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

ワンヘルスの基本的な考え方について分かりました。

次に、本定例会にワンヘルスの取組を進めるための補正予算、徳島県ワンヘルス推進事業に600万円が計上されていますが、ワンヘルス推進に向け、どのような取組を行っていくのか、お聞かせください。

岸本安全衛生課長

ただいま岡田委員から、ワンヘルスの推進に向けた今後の取組につきまして、御質問を頂きました。

本年3月に制定されました徳島県ワンヘルス推進条例の基本理念といたしましては、人の健康には動物の健康及び環境の健全性が相互に密接に関連しているということが県民お一人お一人に理解されるよう、そして県、医師、獣医師、環境科学をはじめとする各分野の研究者、関係機関が協力、連携して推進することとされております。

このため、県民の皆様にはワンヘルスとは何か、その基本的な理念への理解醸成が必要不可欠であり、動物由来感染症への関心が高まりつつある中、本条例の制定をワンヘルスの理念を浸透させる絶好の機会と捉え、その取組を実施するため、本定例会に令和5年度6月補正予算案としまして徳島県ワンヘルス推進事業、予算額600万円を計上させていただいております。

具体的な取組といたしましては、条例の定めますワンヘルス推進月間の9月にワンヘルスに関する専門家を招いたシンポジウムの開催、イベント会場でのブース出店によるPR活動、分かりやすく解説した動画の配信などを積極的に実施したいと考えており、ワンヘルスの趣旨、またその重要性につきまして、広く県民の皆様には周知啓発してまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

最後に、県民の皆さんが動物由来感染症に感染しないためには、どのような対策をとることが大事でしょうか。お聞かせください。

岸本安全衛生課長

ただいま岡田委員から、動物由来感染症に感染しないための対策につきまして御質問を頂きました。

ワンヘルスとはどういうものなのか、また徳島県ワンヘルス推進条例の理念、重要性はもとより、動物由来感染症の正しい知識、情報も含めて普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、動物由来感染症の感染を防ぐ取組例といたしまして、犬、猫などの飼育動物との適切な接し方、例えば排せつ物の処理後は手洗いを行っていただくことや、過度の接触を控えること、飼育動物の健康管理、例えば定期的な検診やワクチンなどにより動物の病気予防に努めていただくこと、また、田畑や草むら、山林等に行かれる場合は、ダニや蚊などの媒介動物にかまれないよう、長袖、長ズボンの着用や首にタオル等を巻くなど肌の露出を避けていただくこと、忌避剤を使用することなどが重要であることを普及啓発してまいりたいと考えております。

人と動物の健康、そして環境の健全性は一体であるというワンヘルスの理念浸透をはじめ、ワンヘルスの推進にしっかりと取り組んでまいります。

岡田（晋）委員

よく分かりました。

本当に動物との接し方を考え直していかないといけない部分もあると思います。

本年3月にワンヘルス推進条例が制定され、ワンヘルスに関する意識向上を推進する必要があると思います。この機運を捉え、県民の皆さんへワンヘルスの普及啓発をはじめ、

ワンヘルスの推進にしっかりと取り組んでいただくことを要望して、安全衛生課への質疑を終わります。

次に、危機管理環境部のとくしまゼロ作戦課にお聞きします。

とくしまゼロ作戦課という課の名称ですが、とても分かりづらいといった県民の声をよく耳にします。

一体何をゼロにするのか分からないのです。

もう少し分かりやすい課の名称にしていただきたいと思います。

ちなみに、県のホームページでゼロという文字で検索するとグリーン社会推進課のゴミゼロ作戦が出てきます。

それではお聞きします。

6月補正予算に500万円計上されておりますドローン活用による災害対応力の強化、被災後生活環境整備モデル事業についてです。

まずは、この事業の具体的な詳細内容についてお聞かせください。

#### 鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま岡田委員から御質問がございました。

まず、とくしまゼロ作戦課の名称でございますけども、このゼロについては南海トラフ巨大地震等をはじめとする大規模災害で、死者ゼロを目指すということでゼロとなっております。

それで、御質問にありましたドローンに関する御質問についてお答えいたしたいと思っております。

まず、ドローンですけれども、令和4年12月5日に改正航空法が施行されまして、ドローンのレベル4の運行、有人地帯で目視外でドローンを飛ばすものが今までできなかったのですが、できるようになりました。

国においても、空の産業革命に向けたロードマップが策定されるなど、今後より一層のドローンの利活用が見込まれているところです。

一方、大規模災害が発生した際につきましては、孤立集落が発生するおそれがございます。その場合に被災現場の把握とか、食料や医薬品等緊急物の搬送等が困難になることが想定されております。

そこで、このような課題を解決するため、将来的にレベル4の運行を見据えたドローン飛行の実証実験を行うことによって、災害が発生した後、早期から被災状況の把握とか孤立集落への物資の搬送等を行い、ドローンを活用した災害対応力の強化を図ってまいりたいと考えております。

#### 岡田（晋）委員

課長の説明で課の名称についてよく分かりました。

災害死者ゼロ作戦課と名前を変更したらいいかと私は思います。そうでないと誰も全く分かりません。それをまた提案してください。

事業で予定されているドローンの能力と想定する利用方法、そして活用するときの拡張性はどうか想定されていますか。

実証実験を行うのであれば、その成果をどういった形で想定する大規模災害に生かしていくのか、お聞かせください。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま岡田委員から、今回の実証実験で想定されているドローン等の状況についての御質問を受けました。

土砂災害等により孤立が想定される中山間地域を想定しております。

そこで、孤立集落への輸送を考えまして、最大10キログラムぐらいまでの荷物を運べるドローンを実証実験に使いたいと考えております。

それで、距離的にも最大5キロメートル以内でやりたいと思っています。

ただ、先ほどお話ししましたけれども、レベル4というのは、国内でもやられた実績がほとんどございません。

かなりハードルが高いので、まずは目視内で飛行できるものからやっていきたいと考えております。

それともう一つは、このドローンによる空撮映像をリアルタイムで、災害現場の状況を県庁にある災害対策本部に伝送できないかということもやってまいりたいと考えております。

具体的にどう活用するのかと言いますと、例えば先ほど言いました中山間地域のがけ崩れ、土砂崩れで道路が寸断され、その奥に、毎日薬を飲んでいるお年寄りとかがいて、その薬がなくなった場合に、わざわざ大きなヘリコプターを飛ばすというのは大変ですので、まず最寄りの所から機動性のあるドローンを飛ばして、軽いもの、命を助ける食料や薬などを運ぶことを考えています。

この成果をまた県内各地で、県の職員や市町村の職員とかにも共有いたしまして、いざ災害が起こったときには、そういうような災害対応力の強化に努めてまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

実証実験の成果をきちんと検証して、大規模災害の発生時に実証実験の結果を生かして活用できるように成果を整理、補完するようにしてください。

続けて、同課にお聞きします。

補正予算に940万円が計上されております、南海トラフ巨大地震に立ち向かう事前復興の推進、被災後生活環境整備モデル事業についてです。

まずは、この事業の目的は南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害から迅速かつ円滑な復旧、復興を実現するため、被災前から復興に向けた様々な取組である事前復興を推進すると書かれておりますが、事前復興推進の意味が分かりにくいので、その名称を付けられた意図を教えてください。

そして、この事業の具体的な詳細内容についてお聞かせください。

松本事前復興室長

岡田委員より、事前復興の推進について、また、この度の被災後生活環境整備モデル事

業の概要につきまして御質問がございました。

まず、事前復興につきましてでございますが、大規模災害からの復興につきましては、政策決定ですとか合意形成に加えて、多大な労力と時間が必要でございます、平時において事前の準備や実践が極めて重要でございます。

このような大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧、復興を図るため、被災前からの復興に向けた様々な取組を事前復興と総称しまして、令和元年12月に徳島県復興指針を策定し、事前復興の取組について全庁を挙げて推進しております。

事前と復興ということではなかなか分かりにくいという話かと思いますが、被災後の復興の地域の姿というのをしっかりイメージしていただきまして、バックキャストिंगでできることをしっかりやっていくというイメージで捉えていただければと思います。

また、事業についてでございますが、大規模災害の発災後につきましては、災害廃棄物の仮置き場ですとか、最悪の場合の遺体安置所等、用地や施設につきまして早急に確保する必要がございます。

これら迅速な復旧、復興を進めるためには、被災前から用地や施設の選定を行っていくことが重要でございます。

そこで本事業におきましては、県内モデル市町村におきまして、職員を対象としたGIS、地理空間情報システムの活用による選定に係る研修を実施いたしまして、選定の手順でありますとか、GIS活用のノウハウを担当者に習得いただきながら地域の実情に即した事前選定に向けて、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

#### 岡田（晋）委員

今のお話の内容をお聞きすると、それぞれの事業に係る主要な土地の地形等の選定については、各市町村において知り尽くしていると思われしますので、そこに相談するとよいかとも思います。

こういった事業を実施する場合に、気に留めていただきたいことを申し上げます。

ちょっと苦言になりますが、予算とは一定の目的のために計画を立てた費用で、必ずしも使わなくてはならないものではない。

算出根拠をもって苦勞して獲得したので、使わないと意味がない。

予算を使うに当たっては、県民のために今必要なのかを十分に再検討する必要がある。

成立予算、実行予算、予算凍結も考えられます。

本県の財政は潤沢ではありません。

県民生活に密着したインフラの維持補修に予算が足りないのが現状です。

予算は認めるとしても、必ずしも執行しなければならない予算でしょうか。

#### 松本事前復興室長

岡田委員より、本事業の予算の適正につきまして御質問がございました。

本事業につきましては、事前復興の取組におきまして、大規模災害から迅速かつ円滑な復興を図るために、平時から取り組んでおくべき用地選定につきましてGISという手法を用いまして、選定を進めていくものでございます。

GISにつきましては、様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステムで

ございまして、視覚的に判読しやすい状態で高度な分析や分析結果の共有、管理が図られるというメリットがございます。

災害対策としましては、航空写真、道路、建物などの基盤地図データ、そして津波浸水想定や防災施設の分布などの統計データ、それらを重ね合わせることで様々な情報の関連性が一目で分かりまして、災害発生前から総合的な対策を考えることができるということ、事前復興の取組を進めていく上で非常に有効なツールであると考えております。

本事業におきまして、市町村の担当者がGISを活用しまして、新たな用地の選定であったり、用地の適性であったり、用途に応じた候補地の調整などが図られるというメリットがあるかと考えております。

これら事業で得られた成果につきまして、全市町村へ横展開を行うことで、用地や施設の事前選定をはじめ、しっかりと市町村の事前復興の取組が促進できるように進めてまいりたいと考えております。

#### 岡田（晋）委員

今の説明は、私は余り理解できない部分があります。

当然予算計上上の計画としての説明で大丈夫、いけるんでしょうが。

それであと、この予算は聞くところによると県の単独事業ということなので、執行に当たっては工夫をして節約に努めていただきたいと思います。

#### 古川委員

私のほうからも何点かお聞きしたいと思います。

ちょっと前の新聞報道になんですけれども、2021年の包括外部監査で環境政策の事務の指摘が相次いだみたいなことが出ていました。

この状況について何点か教えてほしいのです。

まずは、この2021年の外部監査の対象はどういうものだったのかというのが1点と、あと指摘や意見がどういう概要だったのかというのが2点目、それから3点目として、これは環境を所管する課長の捉え方でいいのですけれども、こういった指摘や意見を出されたことが属人的なことなのか、また環境セクションの傾向性があるのか、また全庁的な傾向なのか、このあたりをどんなふうに捉えているのかというのを教えてほしい。

あと、4点目としては、今後の対応としてはどういうことを考えているのかということをお聞きしたいと思います。

#### 美保グリーン社会推進課長

ただいま古川委員から、包括外部監査の結果に対します質問につきまして4点ほど頂いております。

まず、今回の包括外部監査の対象でございますが、先ほど古川委員からも御説明がありましたが、環境政策に関する事務の執行についてということテーマにいたしまして、包括外部監査が実施されております。

対象でございますが、当課をはじめとする11機関で実施し、主に令和3年度の事業が対象となっております。

監査では、特に委託契約におけます御意見、御指摘を頂いたところでございます。

具体的には委託契約をする場合の発注者である県が、委託先の選考、委託契約に当たり委託する事業内容や委託料の検討、委託契約終了時の委託先における委託事業の遂行状況、経費等に対する検査などを適切かつ十分に行わなければならないところでございますが、1者の随意契約とした理由が不十分である。

また、見積合せの方法により委託契約先を決定する際に、指名業者の数が県の定めた選定基準の数を下回っている事例がある。

それから、完了報告に当たり、委託先から提出された書面が適切に保管されていないなどの事例が見受けられたと指摘を受けておるところでございます。

指摘された内容につきまして、属人的なものなのか、環境セクションとしての特徴なのかというところでございますが、職員自身も人事異動によりまして不慣れな部署に異動してくることもございますし、それから委託契約等をはじめとする契約事務に携わった経験、その長い短いもございます。

ただ、そういうふうなところを、基本としては組織としてカバーするということが必要ではないかと考えておりまして、属人的なところ、それから組織、課長とか副課長も含め組織としてのチェック機能というところを、きちりとしていかなければいけないと考えております。

これは環境セクションそのものの特徴なのかというところでございますが、今回、指摘を受けたものにつきましては環境部門、特に私どもで言いますと脱炭素に向けましたPRとか、普及啓発には専門的なところもございまして、今回御指摘いただいたところは、そういう専門的なところが関連しておると思います。

ただ、委託契約そのものにつきましては、全庁的に各課で執行されておるものでございます。

テーマといたしまして環境政策というところで御指摘を頂いたものですが、今回挙げられました指摘や御意見につきましては、全庁的に参考にしていただけるものと考えてございます。

最後に、今後の対応でございます。

今回、属人的なところではなく、組織としてのチェックにも課題もあるというところでございますが、職員の契約や文書に関する規則、それから通知の理解が十分でなかったとか、私どもを含めまして、意思形成する際の決裁での確認が十分でなかったというところが考えられますが、今回の御指摘、御意見を踏まえてしっかりと改善を図っていきたいと考えてございます。

具体的には、契約事務等を行う職員に対しまして、県の内部で定めております会計事務、物品購入に関するマニュアル、それから契約のガイドラインなどに基きまして、どうしても随意契約を行う必要がある際には、その適合性について十分組織として検討、それから検証しながら、事務手続を数段にわたり確認しながら事業を執行してまいりたいと考えてございます。

古川委員

主に契約事務の関連についていろいろ指摘があったということです。



課長の捉え方としては全庁的に共通するところがあるという感じの答弁だったかなと。私も職員をやっていたので、環境に限ったことではないのだろうなと思っています。割と色々な事業を進めていると、事業執行を早め早めにやっていけばいいのですが、大体ずれていくので、とにかく早く発注しないといけないみたいな形になって、正式なことをやると事務に手間が掛かるので、簡略的にやりたいというのはよく分かります。

また、余り厳密にやり過ぎると、入札でお金がちょっと減るかも分からないけれど、その分、逆に超勤がたくさん掛かるような感じもなきにしもあらずなので、余りやり過ぎるのもどうかなと思うところもあるのです。

大きい全庁的な話になってしまいますけど、例えば公共事業の契約なんかは県土整備部の建設管理課あたりが中心になって、かなりかちっとやっていますよね。

全庁的には農林、建築なんかもやっているんで、その他の委託契約なんかももう少しかちっと、やるとしたら多分管財課にかなり頑張ってもらわないといけないのだろうと思いますけど、全庁的にもうちょっとかちっとやって、それを各課、各部局で準じてやっていくっていう体制がとれないのかなと思います。

ここで言っても仕方ないので、ただ、幹部の人たちは、またこれからいろんな部署に異動していくと思うので頭に入れておいていただいて、全庁的な改革ということで、またこんな議論をする場があればやっていただけたらなと思っていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

この点については以上で終わります。

あと続いて、脱炭素の取組について、これは私も力を入れていつも聞かせていただいているのですが、今回大塚議員が一般質問の中で脱炭素の取組をお聞きして答弁がされました。

この大塚議員の答弁に基づいて聞いていきたいのです。

まず、出だしがちょっと気に入らなかったというか、誰が書いたか知らないけど、GXとか、資本投資が活発化していますということをまず書くわけですよ。

国も一緒なんですけどね。

本当は大事なんです。技術も大事、また経済的な手法っていうのは本当に大事なんですけども、本当は足元の対策があるんです。

もっと重要視しなければいけないことがある。今ある技術でできることも多くあるわけですから、それをやらなければいけないわけです。

そのあたりをどうやっていくかっていうことと両立していかなければいけない。逆にGXや資本投資なんかは、どちらかという国マターでやっていかなければいけないことで、地方は足元のことをどれだけ進めていけるかを重視してほしいのです。

これが1点、最初にあるのです。

I P C Cでも2030年までの取組が極めて重要だと言っていますので、2050年の脱炭素、カーボンニュートラル、国民はまだ先のことと思っているわけです。

また後で言いますが、そんなに先のことではないんです。

ですから、とにかく足元の対策をしっかりとやってほしいというのを最初に言わせてもらいます。

国は、2030年目標は2013年の比でしたから、はつきり覚えていませんが46パーセント、

できれば50パーセント、県が目標を掲げているのは50パーセントでしたよね。

とにかくこれをどうやっていくのかを詰めていってほしいとすごく感じております。

カーボンニュートラルが2050年にできるかどうかの成否は、この2030年目標ができるかどうか大きなポイントだと思いますので、そのあたりをしっかりと頭に入れて環境、脱炭素行政を進めていってほしいと強く思っています。

その上で何点か聞きたいのですけれども、大塚議員の答弁の中で、まず電気自動車の購入助成制度を新たに設けるとか、あとEVの蓄電池としての設備導入にも支援制度を創設するとか、また、ZEHについても新設支援をしていく、既存住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を新たに支援するという事だったのですけれども、これらはしっかりやってほしいと思います。

こういう補助制度の予算をしっかりと取っていると思いますので使い切ってほしい、しっかりとセールスを掛けて、余らさないように使っていくのが第1歩かなと思うので、強くお願いをしておきたいと思います。

その上で質問ですけれども、既存住宅への太陽光発電設備の新たな支援について具体的に教えてほしい。

どうやっていくのか、どういうものを考えているのか。

あわせて、骨格予算では県有施設や自家消費型の太陽光発電率先導入事業に1億300万円積んでいます。

今回、肉付け予算で1億3,400万円、これは今言った形の予算で積んでいると思うのですが、どうやって既存住宅へ太陽光パネルを進めていくのか、併せて県有施設、自家消費型を進めていくのか、これについて教えてください。

#### 小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、今回の6月補正で御提案しております予算について、まず太陽光発電設備と蓄電池の導入支援について、どのように進めていくのかということで御質問を頂いております。

太陽光発電設備については、これまではZEHということで新築住宅への支援が中心でございましたが、今回については既存住宅へ太陽光発電設備を導入する場合の支援をしていくということで、1キロワット当たり7万円という定額の補助金で上限を35万円とさせていただいているところでございます。

蓄電池につきましては、蓄電池の価格の3分の1ということで1個当たり25万8,000円を上限とした補助制度を創設させていただいております。

これをどのように進めていくのかということですが、住宅を建てる際、住宅メーカーさんや建築士さんとか、そういった方への御相談も多いかと思っておりますので、そういったところへの普及、周知啓発を進めていきたいと思っております。

#### 古川委員

今回の6月補正の分は聞きました。

県有施設とか、自家消費型については答弁がなかったのですけれども、大体分かりましたのでいいです。

あと、大塚議員に対する答弁については、太陽光パネルの導入量とか、廃棄見込み量の実態調査をするということですが、これは国が全国に呼び掛けて、全国的に進めているというのに乗っていく感じでよろしいですか。

小山脱炭素推進室長

太陽光パネルの排出量の見込み調査につきましては、今般、県単独事業として実施させていただくものでございます。

国のほうでもおおむね2030年代後半に、卒FITと言いますけれども、FITの売電契約の期間が終了するということで、大量廃棄が見込まれるのではないかとと言われておりまして、経済産業省で検討会議を設けまして、検討しているところでございます。

そこで、県でも、将来的にどのくらいの廃棄の見込みが出てくるのかというあたりについて、まず実態を把握していこうと、それによりまして安心して導入できる環境を作っていきたいと考えております。

古川委員

そういう動きは国会でもかなり議論になっていますし、進めていっていると思います。

それと、国のほうから呼び掛けられたのかどうかは分かりませんが、それとは別に県単独でやっていくということでございます。

これしっかりとやってほしいです。

日本が家電リサイクルとか、いろいろリサイクル関係はかなりやっていて実績もあるし、このあたりは心配していません。

回収してどうしていくかというのは、そんなに難しい話ではないのかなと思っています。

あと、最後もう一つは、脱炭素に関する五つの計画を統合してGXの推進計画を一つ、また計画づくりをするということで、計画づくりもいいのですが、とにかく計画よりも具体策、計画づくりで時間をとってそれでやった感を出すよりも具体策に力を入れてほしい。

本当によろしくお願ひしたいと思います。

事前委員会のときも、先月、国のほうに行っているいろいろ脱炭素関係のヒアリングをしてきたということを言いました。

環境省では、気候変動対策について全般的な話を聞きました。また、経産省には洋上風力の導入の状況とかも聞いたり、また農水省では、ソーラーシェアリングの取組について聞いてきたり、いろいろと聞いてきたのですけれども、パリ協定では2度まで、できれば1.5度までに抑えたい。今、世界の流れとしては、1.5度みたいなのが前面に出ていますけれども、既に工業化前に比べて1.1度上がっているということですので、1.5度までにはもうあと少ししかない。

2018年のIPCCの報告書では、5年前の報告書では1.5度までの上昇、現状のペースだと2030年から2052年の間に1.5度になってしまうという報告書でした。これはかなり幅がありましたけれども、1.5度を大きく超えないためには2050年前後の正味ゼロが必要だというのが5年前の報告書であったと思います。

今回この3月に出了したI P C C報告書の中では2030年前半に1.5度に到達するとなっております。1.5度又は2度に抑えるためには急速かつ大幅、緊急の削減が必要であると科学者がそう断定しているわけでは、ただ、まだ危機感がそんなにならぬというの、かなり問題があると思うのです。

1.5度又は2度に抑える。多分I P C Cはほぼ無理なんだろうなと思つていると思うのです。又は2度というのを入れているわけですからね。

ですから、何とか2度までに抑えるには、本当に緊急の削減が必要なんだという報告書だったと思います。

環境省で今の状況を詳しく聞いたら、温室効果ガスの大部分はエネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出で占められているというのが分かっていると思うのですけれども、このエネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出については、この推移、1990年から2020年は確定値が出ています。

この30年間で205億トンから317億トンに増えました。この30年間で112億トンの増になっています。

問題は次の2030年までの10年間の予測なんです。

エネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出量は2030年には本当は減つていなかったらいけないのですが、予測では2030年には365億トンです。

ですから、2020年より更に53億トン増えるという予測なんです。

I P C Cの報告書では2025年までにピークを迎えなければいけないと言われていたのに、2030年の予測では更に53億トン増えている現状だそうです。

ですので、本当に厳しい状況というのを共有していかないといけないと思うのです。

先進国、ロシアも含めて2030年には減りますけど、それ以上にインドはじめ途上国の増加分が大きいということ、中国は微増で、インドはじめ後進国が大きい。

途上国は今まで出していないので、出すなどはなかなか言いにくいのですが、できるだけ途上国にも抑えてもらって、先進国はもっと減らしていかなければいけないということだと思います。

日本の状況は、この間の事前のときにもちょっと言いましたけれど、2013年度がピークで2020年度までは減少してきたのです。

特に2020年度はコロナ禍もあって大きく減つたのですが、2021年度はまだコロナ禍が続いているのにもかかわらず反動があったのです。

コロナ禍から、若干経済が回復したみたいなことを理由にしていますけど、2021年度で既に反動で増加傾向になっていますので、2022年度は更に増加するのだろうなと僕は思ったりもしています。

日本も本当にこれから増加傾向又は横ばいになっていくのではないかとすごく危惧をしています。

ともかく日本全体として進めていかなければいけないとは思つています。

環境首都とくしまとして本当にしっかりとした取組をしてほしいと思つています。

ここで聞きたいのですが、国は地域の脱炭素の推進として、昨年度の補正と今年度で400億円の交付金を積んでいます。

とにかく、国、環境省が主に力を入れているのは脱炭素先行地域の創出なんです。

2030年までに100か所以上創設していきたいということでかなり力を入れています。

現在62か所が選定済みということで、残り38か所なのですけども、徳島はあったのですか。

現状と今後の取組について、これにとにかく力を入れてほしいなと思っておりまうけど、このあたりはどうでしょうか。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、脱炭素先行地域の指定に関する御質問を頂きました。

委員お話しのように、全国で62か所の選考地域が指定されております。

応募自治体名は非公表とされておりまして、本県におきましては、三好市が応募していたということが公表されております。

残念ながら、三好市の提案は今回については採択をされなかったと聞いております。

古川委員

とにかくこの100か所に、47都道府県の中で1か所も入らないというのは、これは大きな問題だと思いますので、そこは力を入れてやってほしい。ここに金を付けると言っているわけですから、しっかりと取りにいてほしいと思っています。

もうすぐなんで終わります。

しゃべってばかりで申し訳ないんですけど、先ほども言ったように経産省では洋上風力のことを聞きました。

今、徳島でも洋上風力の話は出ていますけれども、洋上風力に関しては経産省の取組がかなり進んでいるなという印象を受けました。

2030年までの目標としては1,000万キロワット、10ギガワットです。

原発1基が大体1ギガワットと言われておりますから、原発10基分をとにかく入れていくと。

大体の見込みも立っているのかなという印象を受けています。

原発10基分はやれるのだろうなと。

促進区域、有望区域、準備区域と区域を設定して、この中に西日本というか、太平洋側は余り入っていないです。

主には東北、北海道の日本海側と、あと長崎と千葉銚子沖あたりが今、促進区域に入っているやっています。

それで10ギガワットをやっていくと、特に長崎沖は浮体式でやるということで、浮体式についても技術的にはほぼ確立しているという話でしたので、これから進んでいくと思います。

一番の問題点は、海洋空間の計画が未整備だと、いろんなステークホルダーというか利害関係の調整に時間が掛かるのだという話でした。

このあたりをしっかりとやっていくのに、2030年までにはそんなに爆発的には進められないだろう。あともう一つ大きいのは人材の育成だと言っていました。

この二つをしっかりとやっていくことによって、2030年以降は爆発的に進むだろうと、2040年までの10年間では3,000万キロワットから4,500万キロワット、原発45基分を進めるという目標だそうです。

このあたりは現実的に見えてきているみたいな話をしていましたので、最後に1点お願いしておきたいのは、今、紀伊水道でやられている計画は経産省の区域に入っていない計画で、事業者が先食いしてやりたいということで多分計画していると思うのですが、2030年以降どんどん太平洋側も進んでいくと思いますので、県も入ってしっかりとノウハウを蓄積していく、そういった努力をしっかりとやってほしいと思っておりますので、お願いをして終わりたいと思います。

洋上風力でも何かあれば。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、洋上風力について御質問を頂いております。

今般、新聞報道でもなされましたけれども、美波町沖での洋上風力につきましては、共同漁業権が設定されている海域において地元の漁協との合意の下で、本年4月から風況等海域調査を開始しているものでございます。

委員もおっしゃるように、先行利用者である漁業者の方とのトラブルとか、航行の妨げにならないといったあたり、十分に検討した上で進める必要があるかと思っております。事業者の方には地域と共生できる再生エネルギーの導入に向けて、住民の理解が進むように取り組んでいただきたいということをお願いしているところでございます。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（11時59分）